

塩竈市教育委員会共催及び後援名義取扱基準

(平成 17 年 12 月 1 日教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、塩竈市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものの行う教育関係の事業（以下「事業」という。）を共同開催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第 3 条 共催及び後援（以下「共催等」という。）において、教育委員会が使用を承認する名義は「塩竈市教育委員会」とする。

(承認の基準)

第 4 条 教育長は、事業の主催者から共催等の申請があつたときは、次に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

- (1) 主催者の基準
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
 - エ その他の団体等で主催者の存在、基礎が明確であり、事業遂行能力が十分あると判断されるもの
- (2) 事業内容の基準
 - ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。
 - イ 本市教育委員会の教育方針及び施策に反しないものであること。
- (3) その他の基準
 - ア 原則として、塩竈市内または近隣市町村において開催される事業であり、かつ、広く市民一般を対象とするもの。
 - イ 入場料、出品料、参加料等の名目で主催者が徴収する経費は、その事業に要する必要経費以内であること。その金額は社会通念上相当なものであること。
 - ウ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については承認しないものとする。

- (1) 営利、私的な利益を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申請の手続き)

第5条 教育委員会の共催及び後援名義の使用承認を受けようとするものは、共催等承認申請書(様式第1号)を原則として開催期日二十日前までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを決定し、その結果を様式第2号にて文書で通知するものとする。

(添付書類)

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 収支予算書
- (3) 主催者、役員その他の主な事業関係者の存在、基礎を明らかにする書類
- (4) その他必要書類

(承認の条件)

第7条 教育委員会は、共催等名義の使用を承認する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、任意の様式により直ちに届け出ること。
- (2) 事故防止、救護体制について十分に留意すること。
- (3) 後援の承認を行うに際しては、原則として教育委員会として事業経費の負担を伴わないこと。

(事業報告書等の提出)

第8条 名義使用承認を受けた者は、事業終了後一箇月以内に報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 主催者が入場料、出品料、参加料等の名目で経費を徴収した場合は、収支決算書を提出するものとする。

(名義使用取り消し)

第9条 共催等名義使用の承認の条件に反する事実がある場合は、これを取消することができる。

2 前項の取消しは、理由を附した文書を主催者に交付して行うものとする。

附則 この基準は平成17年12月1日から適用する。